

訪問看護ステーション重要事項説明書（介護保険）

令和 年 月 日 現在

指定訪問看護サービス

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口及び提供責任者

氏名 安藤 綾子

連絡先 043-382-5220（午前8時30分～午後5時まで）

2 わらび訪問看護ステーション四街道 の概要

(1) 提供できるサービスの種類と提供地域

事業所名	わらび訪問看護ステーション四街道
所在地	千葉県四街道市吉岡 1830-1 四街道徳洲会病院内 1F
介護保険指定番号	訪問看護・介護予防訪問看護（リハビリを含む） 事業所番号：千葉県 NO. 1264490124
サービスを提供する地域	四街道市及び事業所より半径5km 以内の千葉市・佐倉市の一部地域

* 上記以外の地域でご希望の方はご相談下さい

(2) 同事業所の職員体制

		業務内容	計
管理者	看護師	管理及び訪問看護業務	1名
看護師等	看護師	訪問看護業務	6名
	理学療法士	訪問看護業務（リハビリ）	2名
	管理栄養士	栄養相談・栄養指導	1名
他の職員	事務員	訪問看護事務業務	4名
	看護補助者	訪問看護業務補助	2名

(3) サービス提供時間帯

月曜日～土曜日：8時30分～17時00分

（土曜日はスタッフ人数を調整し、処置や点滴など最低限の対応とさせていただきます）

休業日：日曜・国民の休日・年末年始（12月31日～1月3日）

ご契約内容により、24時間連絡がとれる体制をとっています。

(4) 運営方針

創業者の信念である「生命だけは平等だ」、グループの理念である「生命を安心して預けられる病院」「健康と生活を守る病院」に基づき、医療法人として看護の専門性を生かして地域に貢献し、要介護者等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるよう支援していきます。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 サービス内容について

病状観察(健康チェック) 清拭・洗髪・部分浴等の清潔援助 入浴介助 移動動作介助(屋外歩行訓練など含む) 食事介助 排泄介助 褥創の予防および処置 傷の処置 医療機器管理(ストーマケアや各種カテーテル管理等) 点滴管理 リハビリテーション 介護・療養相談 など

※病院への受診介助・移送業務は、原則行いません。居宅内のサービス提供が基本となりますので、それ以外は、必要に応じて実費対応で相談は受けさせていただきます。

ただし、業務上、お断りすることもありますのでご了承ください。

4 記録物の開示について

サービスの提供記録の開示を求める場合は、下記の手続きが必要となります。

(1) 記録物等の開示を求めることのできる方

- ① 利用者が成人で判断能力がある場合は利用者本人。
- ② 利用者に法定代理人がある場合は法定代理人(弁護士等)。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認めます。
- ③ 契約に有する代理権が付与されている任意後見人及びこれに準ずる縁故者。
- ④ 利用者本人から代理権を与えられた親族。
- ⑤ 利用者の法定相続人。

(2) 記録物の開示を求める手続き

- ① 記録等の開示を求めようとする場合は、事業所宛に申請者より申請し、その際、申請者本人を確認できるもの(免許証等)の提示をお願いします。
- ② 前項の申し立てを受けた場合は、速やかに記録等の開示をするか否かを決定し申請者に通知します。

(3) この記録等の開示は、日常の訪問看護サービスの中で起きる情報の提供を目的としておりますので、裁判問題を前提とする場合はこの項目は範囲外であり適応されません。

5 利用料金

(1) 利用料

別紙1・2参照

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦、介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、各市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

別紙1参照

(3) キャンセル料

サービス利用日の前日の営業時間内にご連絡を頂ければ、キャンセル料は発生しません。サービス利用日当日のご連絡については、原則利用者負担金の100%をキャンセル料としていただきます。訪問時、不在であった場合も同様にキャンセル料が発生しますので、ご了承ください。

(4) その他

① 看護サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の光熱費は、ご利用者様のご負担でお願いします。

② 料金の支払い方法

月末締めとし、翌月の10日以降に料金の合計額と明細を請求書に付してご利用者様にお渡しし、当月26日に指定口座からの引き落としとなります。

引き落とし確認後、利用者に対して領収書を発行し、翌月の請求書お渡し時に合わせてお渡しします。

領収書は、再発行できませんので大事に保管して下さい。また、紛失等により必要時には、『領収証明書』の発行となり、お時間を頂く場合があります。1ヶ月分を1枚とし、1枚につき550円の文書代が必要となります。

6 サービスの利用方法

(1) サービス利用の開始

- ① かかりつけ医から「訪問看護指示書」の交付を受け、ご利用者様のご自宅へ伺い、訪問看護の内容説明を行います。
- ② 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と支援内容についてご相談下さい。
- ③ 医師の指示書による情報とご利用者様のご希望により、利用回数や看護内容を話し合いにより決定し、訪問看護の契約をいたします。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお知らせ下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等止む得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了1ヶ月前までに文書で通知させていただき、訪問看護の継続が必要不可欠の場合、他の事業所を紹介し看護師同士で申し送りをさせていただきます。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - * 病院に長期間入院、介護保健施設に入所した場合
 - * 介護保険給付で、要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
この場合、条件を変更し、医療保険での訪問看護の給付が可能です。
 - * ご利用者様がお亡くなりになった場合。
- ④ その他
 - * 当事業所が正当な理由なくサービスの提供をしない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は、当ステーションが破産した場合には即座にサービスを終了することができます。

- * サービス料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、又は、ご利用者様やご家族などが当事業所のサービス提供看護師等に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

7 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する委員会を設置し、責任者を選任しています

担当：虐待防止委員会 委員長 濱名弓美

(2) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するため、職員の質の向上を図るための研修を定期的実施します。

(3) サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、管理者の判断により、速やかに市町村に通報します。また、必要時は警察への通報も行います。

8 感染対策について

(1) 職員の清潔の保持及び健康維持について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

(3) 感染予防を適切に実施するための委員会を設置し、担当者を選任しています。

担当：感染対策委員会 委員長 加藤紀子

(4) 従業員に対し感染症等に関する知識を習得させ、必要な教育を継続的に行うための研修を定期的実施します。

9 災害対策及び事業継続計画(BCP)の策定について

感染症や非常災害時において、サービスの提供をできるだけ継続的に実施するため又は早期に再開するための計画を策定し、必要な措置を講じます。

(1) 業務継続を図るための対策を検討する委員会を設置し、担当者を選任しています。

担当：業務継続計画委員会 委員長 安藤綾子

(2) 従業員に対し、業務継続計画の内容について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します。

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中及び居宅療養中に容態の変化があった場合は、主治医と連絡をとり、指示に基づいて必要な処置を行います。また、事前の打ち合わせにより、親族、居宅介護支援事業者等への連絡をいたします。

11 事故や災害、緊急対応等による訪問予定変更のお願い

交通事故や自然災害、道路事情、他利用者の緊急対応等により、お約束の時間にお伺いできない事態が生じる場合があります。5分以上遅れる場合にはご連絡をさせていただきます。尚、サービス提供には支障をきたさないよう努力いたします。

12 携帯電話の使用について

訪問看護の特性上、サービス提供中に携帯電話使用の必要性が生じる場合があります。ケアには支障のないように努力いたしますので、ご了承ください。

13 ハラスメント対策について

従業員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
- ③ 性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

※上記は、従業員、取引先事業者、利用者及びそのご家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、事実確認を行い、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方や対策について定期的な研修を実施します。

(4) ハラスメントと判断された場合、行為者に対し管理者から厳重に注意をさせていただき、それでも改善しない場合には関係機関への連絡・相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を速やかに講じます。

14 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・要望・苦情担当

担当： 安藤 綾子 電話 043-382-5220

(2) 苦情申し立て窓口

- 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 043-254-7428
- 各保険者の相談窓口
- 四街道市 高齢者支援課 043-421-6127
- 千葉市若葉区高齢障害支援課 043-233-8265
- 千葉市稲毛区高齢障害支援課 043-484-1783
- 佐倉市高齢者福祉課 043-484-6174

15 当法人の概要

- 1) 名称・法人の種別 医療法人徳洲会
- 2) 代表者役職 理事長 東上 震一
- 3) 法人所在地・電話番号 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
06-6346-2888
- 4) 定款の目的に定めた事業 介護老人保健施設の設置・経営
訪問看護ステーションの設置・経営
居宅介護支援事業所の設置・経営 等

訪問看護の提供に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業者名 名称・住所 口わらび訪問看護ステーション四街道
〒284-0032
千葉県四街道市吉岡 1830-1 四街道德洲会病院内
口わらび訪問看護ステーション四街道 美しが丘支所
〒284-0045
千葉県四街道市美しが丘 2-5-1-107

説明者（看護師）： _____

私は、訪問看護契約書及び本書面により、事業者から訪問看護の提供について、重要な事項の説明を受け同意いたしました。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 続柄 ()